

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の控除額の計算方法

給与収入700万円(配偶者を扶養)のケースの計算例

[・所得税の限界税率 20% ・住民税所得割額 441,500円]

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※)から2,000円を引きます。
 (※) 1. 複数の都道府県・市区町村に対し寄附を行った場合は、その寄附金の合計額
 2. 総所得金額等(サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を削除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度。
 - ② ①で求めた額に10%を乗じます。…【住民税の基本控除】
 - ③ 所得税の税額軽減額(理論値)を求めます。
 [給与収入で配偶者を扶養している場合の所得税の控除率]
 年収概ね 290万円まで… 5%
 年収概ね 470万円まで…10%
 年収概ね 890万円まで…20%
 年収概ね1,100万円まで…23%
 年収概ね2,000万円まで…33%
 年収概ね4,200万円まで…40%
 年収概ね4,200万円超 …45%
 - ④ 90%から③で求めた所得税の控除額を引きます。
 - ⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます。
 …【住民税の特別控除】 ※額は住民税所得割の2割が限度
- 住民税の控除額=②+⑤

